

# 会 議 録

会議の名称	第15回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和2年8月5日（水）18時00分から20時00分まで		
開催場所	小金井市役所本庁舎3階会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 平野 麻衣子 委員 井戸下 望 委員 竹澤 千穂 委員 真木 千壽子 委員	大越 郁子 委員 茂森 俊介 委員 飯塚 絵美 委員 中村 悠子 委員 藤原 大介 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真 保育課 松本 俊介	くりのみ保育園園長 前島 美和 わかたけ保育園園長 杉山 久子 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	田邊 満寿美 委員、堀尾 瞳 委員		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	4人		
会議次第	1 開会 2 議題 (1)武蔵野市の保育の質のガイドライン活用方法等の紹介 —東洋大学人間科学総合研究所客員研究員 鈴木佐喜子氏— (2)その他		
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料41 武蔵野市の保育の質のガイドライン活用方法等の紹介		
その他			

## 第15回小金井市保育計画策定委員会会議 会議録

令和2年8月5日

### 開 会

米原委員長

それでは、ただいまから、第15回小金井市保育計画策定委員会を開会いたします。本日の時間ですが、新型コロナウイルスの感染症の拡大を考慮しまして、少し早めに終了させていただく場合がございますので、ご了承ください。

欠席は堀尾委員、そしてこれからいらっしゃる委員2名いらっしゃいますけれども、進めたいと思います。

議題に入る前に、議事録がまだできていないということですので、ご了承ください。第14回の会議の議事録は、今後皆さんのところに郵送されるということですので、よろしくお願い致します。

それでは、議題に沿って、武蔵野市の保育の質のガイドラインの活用方法の紹介、この議題の進行については、事務局にお願いをしたいと思います。

事務局（保育政策  
担当課長）

事務局です。それでは、議題（1）、「武蔵野市の保育の質のガイドライン活用方法等の紹介」については、講義・研修形式となりますことから、進行は事務局のほうでさせていただきますのでよろしくお願い致します。

この件を議題として取り扱うに当たりましては、委員会の中で先進自治体の保育の質のガイドラインの活用方法等について関わりのある方をおよびし、お話を聞きたいとのご趣旨のご提案を委員の方から頂いたことを受けまして、本日実施するに至ったところでございます。

それでは、本日お話いただきます、鈴木佐喜子先生をご紹介させていただきますきたいと思います。

それでは改めてご紹介をさせていただきます。鈴木先生は、元東洋大学の教授でいらっしゃいまして、現在は東洋大学人間科学総合研究所客員研究員でいらっしゃいます。

平成24年3月に策定されました、「武蔵野市保育のガイドライン」の策定にあたり監修者としてかわられ、また、策定後のガイドラインの活用の取り組みにも引き続き携わっていらっしゃいます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

鈴木佐喜子氏

よろしくお願い致します。

事務局（保育政策  
担当課長）

それでは、ご準備が整いましたらば、お声をおかけください。

鈴木佐喜子氏

皆様、こんばんは。

聞こえますでしょうか。マスクをしたままなので、少し聞こえにくいかもしれませんが、よろしくお願い致します。

今、紹介に預かりました、鈴木佐喜子と申します。私は、今紹介していただいたとおりなのですが、研究のことで言いますと、保育者の専門性を高める保育評価、専門性の向上につながる保育の評価とは何かという問題意識を持ちまして、ニュージーランドを中心に、「ラーニングストーリー」あるいは「学びの物語」と言われる保育評価を中心に研究をしております。

今日の講演会にお呼びいただいたのは、小金井市でも保育のガイドラインを作るという過程にあり、多分、皆様の思いとしても、できるならばできるだけ良いものに、あるいは、「作っておしまい」ではなくて、現場に生きるガイドライン、活用されるようなガイドラインにしたいということがあるのではないかと思います。そういうお考えから、私がお話をさせていただくということにつながっているのではないかと思います。

そこで、武蔵野市の保育のガイドラインでやってきたこととか、あるいはやっていることを、今の保育に活きる、現場で活用される、意味のあるガイドラインという観点から振り返ってお話をさせていただきたいと思います。

#### 1. 「保育・教育（の質）ガイドライン」作成の広がり

皆様ご承知のように、現在、保育ガイドラインを作成する自治体が増えています。名称はいろいろですが、世田谷区、豊島区など、様々なところでガイドラインの作成というのが取り組まれております。その背景には、多様な保育施設、保育事業が多様化されたり、保育の実施主体が多様化されたりする中で、保育の水準、質を高める必要性が高まっているということが一つあります。また、新保育所保育指針、幼稚園教育要領の改訂を受けて、特に小学校との接続を意識しながら、こうした観点からガイドラインを作成するというようなところもみられます。

先ほどお話したように、武蔵野市の保育のガイドラインということに関わってきましたが、振り返ってみますと、武蔵野市のガイドラインというのは、他の自治体のガイドラインとは異なる特徴、意義があると思っています。この点を先ほどの現場に活きるとか、活用されるガイドラインという観点から、策定、活用の取組について、お話をさせていただきたいと思っています。

それぞれの自治体では、保育の実践やガイドラインには、その地域、園の考え方が反映されるものですから、一つの参考例ということでお聞きいただければ幸いです。

## 2. 武蔵野市保育のガイドライン」の特徴と意義

### 1) 「武蔵野市保育のガイドライン」策定のきっかけー公立保育園の子ども協会への移管

武蔵野市の保育のガイドラインの特徴ということで、まず策定のきっかけについてお話しします。きっかけは、2010年に公立保育園を子ども協会に移管するということが出される中で、公立保育園のガイドラインを子ども協会でも共有し、保育の質を維持するということが必要なのではないか、ということにあります。そして、保育園の保護者、あるいは民間の保育園の職員の参画を経て、武蔵野市の保育のガイドラインとして、保育水準を高めていこうという目的のもとに保育のガイドラインの策定が目指されました。

2010年の11月に武蔵野市保育のガイドライン検討委員会というのが設置をされております。その後、武蔵野市では、認可保育施設が増加している中で、市全体の保育の質を担保できるのだろうかという点から、ガイドラインの位置づけは、ますます重要になってきている状況があります。

### 2) 「武蔵野市保育のガイドライン」の策定メンバーと策定過程の特徴・意義

ここでは、保育のガイドラインの策定メンバーと策定プロセスの特徴、意義ということについて、お話をしたいと思います。皆さまにお配りした、「武蔵野市保育のガイドライン」の17ページに、ガイドライン検討委員の名簿が掲載されております。ここを見ていただくとわかりますように、ガイドラインの検討委員会の委員は、19名で構成されております。その中には、公立保育園の園長、民間の保育園の保育士、公立保育園や民間保育園の保護者が5人含まれております。保護者が大勢含まれていることが、武蔵野市の特徴かと思えます。そのほかにも、栄養士、看護師も含めて多様なメンバーで構成されています。19人の多様なメンバーがガイドラインの検討委員会に参加しているというのが一つの大きな特徴であると思っております。多くの自治体で見ていると、学識経験者、少人数の保育関係者と自治体関係者とで構成されるというのが一般的のように思います。検討委員会のメンバーの多さと多様さというのが、武蔵野市の大きな特徴だと思っております。

それから、2番目に書きましたように、この検討委員会は、レジュメにもありますように、2010年11月から2012年3月まで、1年半の間に11回の検討を積み重ねてきたということがあります。これについては、今日は時間がないので一つひとつは見ていきませんが、ガイドラインの16ページにこの検討会の1回から11回までの経過が、掲載されています。なお、武蔵野市のホームページの保育の

ガイドラインのページを見ていきますと、11回の中で何を議論したかということの議事録もありますので、関心がおありの方は、そちらから入手してご覧いただければと思います。

2回目の検討委員会の時に、市立保育園の保育のガイドラインの説明をしております。そして、それをかなり削除、スリム化し、さらに新たに盛り込む点、言葉遣い、保護者の位置づけなど、様々な議論を積み重ねながら、保育のガイドラインの案を作成してきたというということがございます。あくまでも、案を作ったということではありませんが、その中で検討委員の参加者がいろいろ意見を出し、話し合いをしながら、まとめてきたのです。当初、民間保育園の方は、保育のガイドラインができたなら縛られるのではないかという不安を持っていたのですが、参加する中で、徐々にガイドラインの意味というものを分かり、安心していったということがございます。

あとでもご紹介しますが、「平成27年度保育のガイドライン研修会報告書」の中には、こうした経過、やり取り、参加者の思い、検討委員の参加者の思いというのが、記載されています。例えば、公立の保育園の保育者と保護者での教育ということへの理解の違いがあった、あるいは保育の質というところに調理室が入っていないのではないかとか、そういういろいろなやり取りをする中でまとめていった経過があります。この点の詳細は、「ガイドライン研修会報告書」などを見ていただければと思います。

このように、武蔵野市の保育のガイドラインは、公私立の保育園の保育士、保護者、看護師等が議論を重ねて、武蔵野市の保育で大切にしていたことは何か、あるいは大切にしたいことを、自分たちの言葉でまとめたものと言えるのではないかなと考えております。

つまり、多様なメンバーで議論してまとめていったということが、私たちたちの保育のガイドライン、自分たちのガイドラインという意識を生み出したのではないかと思います。

私は先ほど申し上げたように、ニュージーランドの保育の研究をしていますが、ニュージーランドには「テ・ファーリキ」という世界的に有名な保育のカリキュラムがあります。この「テ・ファーリキ」というカリキュラムを作るために、5年間という歳月をかけ、しかもトップダウンではなくて、様々な保育施設の団体や保護者を含む、保育関係者と協議を重ねて作りあげられました。ニュージーランドにはマオリという先住民族がいますけれども、そういう保育の団体も含めて、協議を重ねて作り上げられたカリキュラムなんですね。ですから、私がニュージーランドを訪問した時にも、どこの保育施設でもカリキュラム「テ・ファーリキ」が貼ってあり、これは私たちのカリキュラム、すごく誇らしいものとして、保育者からも保護者からも支持され

て、保育に活かされているということを思い起こすわけですね。

武蔵野市のガイドラインの場合も、トップダウンで誰かが作って、「ガイドラインができましたよ、守ってください」と言うのではなくて、検討会の議論の中で作り上げてきたというのは、「テ・ファーリキ」と重なるものがあるのではないかと思います。また、保護者がその中に参加しているというのも、大きな意味を持っているのではないかと思います。この点がとても大事で、つまり、保育関係者、保護者も含めて、大切にしたいと思うこと、意見が保育ガイドラインに反映されている。そして、保育で大切にしてきたこと、大切にしたいことを纏めるという形で、ガイドラインの中身として盛り込まれている、そのことに大きな意味があり、そのことが活用したいという思いが生まれてくる土台になるのではないかと考えております。

最後の二重丸のところで、まとめとして、検討委員会での様々な議論や策定の過程で、公立と私立の保育士や職員との間で、あるいは保育士と保護者との間ですごく理解が深まって、保育についての理解が深まって、その中で内容が明確になっていくという、そういう成果がすごく得られてきたんです。そのことが、後で申し上げる「活用」ということに繋がっていったということがあるのではないかなというふうに思います。

### 3) 「武蔵野市保育のガイドライン」の内容・視点の特徴

次に、ガイドラインの内容とか視点とかの特徴について、お話をしたいと思います。武蔵野市の保育のガイドラインの前提として、「第四次子どもプラン武蔵野市」の理念というのがございます。武蔵野市の保育のガイドラインの4ページに、基本理念というのがございます。

「すべての子どもが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身につけることを支えるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指します」とあります。

このことをベースにしながら、保育のガイドラインでは、どういうことが盛り込まれているかと言いますと、レジュメの2枚目、ガイドラインの5ページ、6ページに次のように書かれています。「Ⅱ 保育内容と環境」では保育について書かれていますが、例えば、6ページの

「遊びと課題活動」を見ていただくと、大切にしたいこととして、①に、いろいろな活動を通して、「一人ひとりの子どもの主体性を育むために、それぞれの年齢と発達に即した課題をもって活動を展開します」ということが文章にまとめられています。また、「2 保育環境」でも、「子どもは自らを取り巻く環境に主体的にかかわることにより心身の発達が促されます。子どもが安全で気持ちよく過ごすことができる、そして子どもが自分で考え主体的に行動できる力を身につけられる環境を整え、援助します」と書かれています。このガイドライン

では、こういう保育、子どもの捉え方を、大切にしていますよということだと思っんですね。つまり、大人の側からこういうふうになってほしいという子どもの姿を掲げるのではなくて、子どもを学ぶ主体として、主体性や意欲を大事にして育てるといふ、そういう視点から書かれていると言えるのではないかと思います。

まとめて言えば、子どもの意欲や主体性の育成、子どもの理解を軸に保育者と子どもとの信頼関係を築く、あるいは子どもの育ち、学び活動を全体的に、複合的に捉えるということです。こうした内容がこのガイドラインの中身に盛り込まれていると言えるのではないかと、これが第一点目としての特徴と言えるのではないかなと思います。つまり、子ども理解、子どもの育ちということの中核に据えたガイドラインであることというのが、第一の特徴と押さえられると思います。

次に、保護者と一緒にガイドラインを作成し、保護者との連携・協力、あるいは子育て支援が位置づけられているということが、2番目の特徴なのではないかと思います。ガイドラインの11ページに、「VII 保護者・地域社会との連携・協力」には、「1 保護者とともに」という項目が掲げられており、「保育施設は保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜びや楽しみを共有し、困ったことがあれば一緒に考えていきます」と書かれています。このように、保護者と一緒に子どもを育て、保育を作っていくということがこの中に書かれています。また、このガイドラインの特徴と言えらると思うのですが、先ほど5名の保護者の委員が参加したということをお話しましたが、14ページには、「保護者委員の視点から」ということで1ページ、保護者の思い、保育に対してのメッセージが書かれています。その中では、「保護者の皆様へ」として、保護者も子どもたちが充実した保育生活を送るために主体的に保育に関わっていいはずだとか、疑問や意見があれば積極的に伝えましょう、子どもを真ん中に保育園と連携していくという視点を大切にしながら、子どもの意欲や欲求を受け止めるということを通じた軸として据えることが大事だということが書かれています。「保育園の職員の皆様へ」や「行政の皆様へ」というメッセージもこの中で書かれています。「保育園の職員の皆様へ」では、例えば新しい保育への挑戦、最善の保育の探求を続けて欲しい、そのことが喜びに満ちたものになるように、保護者も手助けをしなければいけないと書かれています。「行政の皆様へ」には、良いガイドラインを作ったとしても、それを実践するには時間や人が必要であって、保育園職員から余裕を奪うことのないように、行政のフォローが必要だということが、メッセージに盛り込まれています。この点が、武蔵野市の保育のガイドラインの2番目の特徴ではないかなと思います。

3点目には、保育園で働くすべての保育者の専門的資質と、職員配

置、保育環境の改善等が位置づけられていることがあげられます。これが、三番目の特徴と言えるのではないかと考えております。ガイドラインの12ページに、「IV 保育の質の向上」がございまして、その中では、保育の質の向上を目指した独自の配置基準が示されており、以下、2～8番まで具体的取り組みが掲げられています。その中では、今言った職員配置、6番目の資質・専門性の向上のための研修の実施、7番目の専門的な人材の確保、保育環境の改善・充実のための財源の確保等々、こうしたことがきちんと押さえられている、掲げられているということが、非常に重要な点ではないかと思っております。

ここで少し補足をしますと、保育の質ということには、様々な議論がございまして。一点だけここで紹介をしておきたいと思いますが、大宮勇雄先生の著書（『保育の質を高める』、ひとなる書房、2006年）の中で、保育の質として、「構造の質」、「プロセスの質」、「労働環境の質」という、3つの質があげられています。

一番目の「構造の質」というのは、保育条件の質と言ってもいいかと思うのですが、子どもの人数、子どもと大人の比率、あるいは保育者の保育経験や学歴や専門的研修が構造の質としてあげられています。そして、2番目の「プロセスの質」は、子どもと保育者の相互作用、例えば感受性とかやさしさや愛情、子どもへの関わり、あるいは子どもへの態度、学習活動や保育環境等々があげられています。そして3番目「労働環境の質」には、保育者の賃金や福利厚生、退職率、満足度等々が挙げられています。

そして、保育の質では、第一には、2番目に挙げたプロセスの質、つまり、日々の生活経験の質こそ、保育の質の中心的な問題であるとされているということです。しかも、重要なことは、「構造の質」、保育条件、人的な条件と「プロセスの質」というのは密接な関連性があると述べられていることです。つまり、「プロセスの質」が大事だと言うだけではなくて、「構造の質」をきちんと保障して押さえていかないと、「プロセスの質」に影響を与えるんだということがこの著書の中で述べられているのです。ですから、保育の質の向上ということのためには、この「プロセスの質」が中心にあるのですが、「構造の質」を位置づけることが不可欠だと言えるのではないかなと思います。ガイドラインには、いろいろな作り方があると思いますが、保育の条件、研修など、「構造の質」の中身を位置づけたガイドラインというのは、それほど多くはないように思います。私の見る限り、武蔵野のガイドライン、世田谷のガイドラインなどには、こうしたことをきちんと盛り込んで書かれています。「保育の質」は大事だから、保育者に頑張れというだけではなくて、「構造の質」の中身を確保するという視点が大事ではないかというのが第三点目です。

次に、形式という点からお話したいと思います。武蔵野市のガイドラインは、保育の何を大切にし、どのような保育を目指して実施していくのかということをもとに、簡潔な文章でまとめたものと言えると思いますが、ここにもう一つの特徴があるのではないかと考えています。

武蔵野市の保育のガイドラインには、チェックリストはありません。チェックリストを採用していない、ということも一つの特徴ではないかと思っています。チェックリストで、現場の保育園や保育士に「できている」、「できていない」をチェックしていくと方式を採用していないということです。これは私自身の見解ですが、チェックリストでチェックをするというのは、一見、客観的なように見えます。しかし、実は主観的に、「できている」、「できていない」をチェックするだけのものなのです。そして、ここでは「できている」が少ない、ここでは「できている」が多いとか、ということは見えてくると思います。けれども、私個人の見解では、それは一回やれば分かることではないかと思っていますし、そういうことだけをやっても、保育そのものは深まっていかないのではないかと考えております。なぜかという、チェックリストでは、子どもの学びの豊かさとか複雑さを捉えることができないからです。先ほど言いました、私が研究しているマーガレット・カーの2013年に出版された著書『保育の場で子どもの学びをアセスメントするー「学びの物語」アプローチの理論と実践ー』の中で、「様々な活動が保育者と子ども、子ども同士の関わりのなかで、豊かに相互に関連しあいながら展開している保育の場に子どもは参加し、学んでいる」。テストやチェックリストでは、こうした子どもの学びの豊かさ、複雑さを捉えることができないということが書かれております。こうした指摘につながる考え方と言えるのではないかなと考えております。

同様に、武蔵野市の保育ガイドラインでは、保育の内容、方法を、細かく書いていないんですね。基本となる理念、考え方、そういうものだけが書いてあるというふうになっています。これも私は、意味のある事だと思っています。つまり、保育園には様々な内容・方法があるわけですから、それを細かく、こうしなくてはいけないというふうを書く、縛っていくということをする、個々の保育実践を多様に発展させていくということをも阻んでしまうという可能性、危険性があるのではないかなと思います。こういう方法を取らなければいけない、というような形式を採用すると、その方法にはメリット・デメリットがあったり、考え方があったりするわけですから、これをやっているか、やっていないかという形で、細かく縛っていくことは避けるべきではないか、むしろ細かく書かないことの方が大切ではないかと思っています。以上、保育のガイドラインのメンバーがどのように構成されるのか、どのような検討を経てそれが生み出されてきたのか、

そして、その内容のポイントと形式、どういうふうにそれが盛り込まれているかというようなことです。こうした点に武蔵野市のガイドラインの特徴、意義があるのではないかと考えております。

## 2. 「武蔵野市保育のガイドライン」の活用に向けた取組の特徴・意義

—保育部会（その後、保健部会、栄養部会）と全体研修

### 1) 「保育のガイドライン」と実践を照らし合わせて検討する保育部会

次に、ガイドラインの活用に向けた取り組みについて、ご紹介したいと思います。保育部会というのがあり、その後には保健部会や栄養士部会というのもできました。また、全体研修というのがございますので、それについて少しご紹介したいと思います。

私は、ガイドラインの15ページに「監修者の言葉」を書きました。第一、第二の内容は今までお話してきたことですが、最後の第三に、というところで、ガイドラインの検討会の中で、ガイドラインの活用、具体化につながる契機が生まれてきたと書いております。そして、「『武蔵野市の保育のガイドライン』がいかに素晴らしいものであっても、活用されなければ意味がありません。このガイドラインは、保護者が武蔵野市の保育を知る上で、またそれぞれの保育園が実践を展開する上で、一つの手がかりとなるものです。保育園の職員や保護者が、このガイドラインを活用したい、参考にしたいと思うかどうか、そのことによって、ガイドラインの真価が決まるのではないか」と書きました。

検討委員会に参加された保育園の職員や保護者の多くが、武蔵野市の保育に対する理解を深めることができた、あるいは、すごく大変だったけれども、参加してよかった、というような感想を述べています。先ほどお話したように、検討会の中で、武蔵野市の保育で大事にしたいことが共通に理解され、あるいは保護者は保育園のこと、保育者は保護者の思いの相互理解、公立・私立を超えて相互理解が進んでいったということがありました。こうした蓄積、そのことが、先ほど言ったように、ガイドラインを活用し、生きたものにする、第一歩になるのではないかということ、この「監修者の言葉」で書かせていただきました。

そして、「それぞれの園で職員や保護者が、ガイドラインを参考に話し合いや実践への具体化を模索してみてください。そして、一定期間が過ぎたら、それぞれの園がどのように活用しているか、各園における実践の交流をはかる機会を持てると良いと思います。こうした実践の模索や検討、交流を通じて、ガイドラインの内容を確認し、あるいは活用しにくい箇所を見直して、より良いものとしていくことを望みます」というメッセージを、私なりにまとめました。武蔵野市は、こ

のメッセージ、提案を受け止めてくださったのではないかと思います。そして、武蔵野市では、2012年からガイドラインの保育部会というのを立ち上げました。私も以後、ずっとガイドラインの保育部会にも関わってきているわけです。

最初の年、2012年には2回、2013年から2016年には4回、そして2017年からは年に5回という形でガイドラインの保育部会が行われるようになりました。ここには、公立園、私立園、全園から保育士が1名参加されて、検討を積み重ねるということをしております。

どのように進めているか、1回目から5回目までの保育部会の流れをご紹介します。

第1回は、鈴木が武蔵野のガイドラインとはどのような経過・流れで作られたのか、どのような中身なのか、特徴があるのかとかいうことをお話しています。さらに、その年度・年度で一つのテーマを掲げて検討しているわけですが、そのテーマの内容について講義をしています。その後は、各グループでそのテーマを、具体的にどんなことで検討していこうかという話し合いをしています。2回目から4回目までは、各グループで実践を持ち寄って、交流したり検討したりする、あるいは園見学を取り入れているところもございます。そして、第5回目には、まとめということで、検討内容、学んだことをパワーポイントに作成します。その後、このまとめをお互いが発表し、発表されたものについて各グループで話し合い、その内容を保育部会全体に報告し合うということをしております。後で申し上げますが、このパワーポイントでまとめたもの土台にしながら、これを全体研修で、各グループが発表するというのを今は実施しております。

また、保育部会での工夫、改善ということで言いますと、回数も最初4回だったのが5回になりました。まとめをするために5回目を設け、各自が家に持ち帰って作業するなどの負担を減らして、保育部会の中で行うようにしたのです。また、グループ編成の配慮として、大体、5～6人という少人数のグループに分かれて話し合いをしています。皆様には、どんなことをやっているかについて、全部、ご紹介はできないのですが、配布された付属資料『ガイドラインの実践事例』をご覧ください。その中では、最初、ガイドラインの説明があり、第1ページ目の一番下に、保育部会での風景が紹介されています。こういうふうにグループに分かれて、自分たちの実践を持ち寄って、話し合い、検討をしていくことが行われています。そして、次のページにございますように、これは初期のテーマなのですが、「幼児の生活づくりと遊び」というテーマに沿って、遊びや身体づくりの実践検討を行いました。例えば「遊ぶの、大好き」では、パワーポイント画像で、「子

どもたちが自分で選んで遊ぶことができる環境を大事にしています」、あるいは、39ページの生活というところでは、「生活がわかりやすくなると、自分のことは自分でしようという自主性も育っていきます」、「“やってみよう”という意欲、“面白そう”という好奇心、“じっくり取り組む”集中力、“友だちと一緒に遊ぶ”楽しさや関わり方を学んでいきます。これらの力は子ども達の育ちの土台となるものです。」というように、ガイドラインを通して、保育園で大切にしていることを、具体的な実践の事例と重ね合わせながら検討し、明らかにしていることの一部がお分かりいただけるのではないかと思います。

このように、少人数で話し合い、検討しているということ、つまり、一方的な講義ではなくて、自分たちで事例を出しながら少人数で話し合っただけで検討しているということがあります。ですから、保育施設が増え参加人数が増えると、グループ数も増やし、また、各グループの構成というのも配慮してやっています。例えば、同じ系列園の参加者がいたときは、なるべくそういう人は違うグループに配置する、保育経験、参加が初めての人が偏らないなど、様々な配慮をしながら、グループ編成を保育部会の世話人の方がやって下さっています。

テーマについては、最初の方の年度では、「乳児の生活」、「幼児保育で大事にしたいこと」、「乳児保育で大切にしたいこと」等々でやっていましたが、2017年度からは、「子どもの見方・捉え方」ということをテーマにして検討を行っています。これは皆様にはお配りできないのですが、令和元年の「保育のガイドラインの実践報告会」の資料を元に具体的な内容を紹介します。「子どもの見方・捉え方」というテーマについて、各グループで自分たちのテーマを決めているんですね。例えば、「子どもの姿から探る本当の気持ち」、「子どもの願いに寄り添って、自分で決めたい」、「遊びを通して子どもの遊びを探る」等々、自分たちでテーマを決めて実践事例をだして検討を進めているわけなんですね。その中では、「子どもの気持ちに寄り添う関わりとは」ということについて、「手のかかる子、手のかからない子の違って?」、「保育者の都合で子どもを動かしていないかな?」、「失敗しないように効率よく保育をしていないかな?」、「子どもが困っているサインを見逃していないか?」、「子どもの思いに沿った関わりができていないのか?」というような自分たちの問いかけを元に、実際はこうだったという実践事例を持ち寄って検討しています。例えば、ある気になるお子さんがいて、小さい時からずっと手がかからない子だったんだけど、という実践を出し、その実践について参加者が、こういうことがあるのではないかと、こういう子どもの見方もあるのではないかと、ということを出し合っただけで、検討を深めていくというようなことがなされています。私は、ずっとこの間、「子どもの見方・捉え方」とい

うことでやってきているのは、すごく意味があるのではないかと思います。つまり、園の理念、条件など、そういう違いに関わらず、あるいは園の保育の考え方、とういうものにかかわらず、やっぱり子どものことを大事にしたい、意欲や主体性を大事にしたい、子どもの気持ちを大事にしたいというのは、参加した保育者全員に共通している、同じ土俵で考え合えるという意味があるのではないかと思います。

こうした保育部会での検討を通じて学んでいく中で、どのような変化、学びが生まれているのかについて、一つの例を紹介したいと思います。「平成27年度保育のガイドライン研修会報告書研修会の報告書」というのも皆様にお配りしていると思うんですけども。入っていますかね。入っていない。

事務局（保育政策  
担当課長）  
鈴木佐喜子氏

事例集だけです。

事例集だけ。ごめんなさい。

では、この「研修会報告書」の資料から、全体研修の中で紹介された保育者の事例、学びを紹介したいと思います。保育園の保育士の方が、保育部会での学びや他園への見学を通じて、子どもが安全で気持ちよく過ごす、自分たちが自分で考え主体的に行動できる環境とは？という点から、自分の園の保育環境の見直しの必要性を感じたわけなんです。そして、幼児クラスのコーナーづくりを充実させる、あるいは、乳児クラスの食事、1・2歳児のクラスの食事を、今までは皆一斉に食べていたのですが、前半と後半のグループに分けて、少人数での食事に変えてみた。そうしたところ、子ども達一人ひとりゆっくり関わって、トラブルも少なくなっ、落ち着いた雰囲気の中で食事をし、食事から午睡への流れもスムーズになったという事例を報告されたんですね。こういうことが一つのイメージになるのではないかと思います。実践検討する中で。そして今後は、1・2歳児のクラスの遊びのコーナーに取り組んでみようなど、保育部会で検討したことから自分たちの園の保育というのを見直して、さらに、こういうことが必要なのではないか、こういうふうにやってみようというようなことが進められているのです。

このように保育部会での交流と検討を通じて、子どもの見方や捉え方を広げ、深めていき、さらにその学んだことをガイドラインと照らし合わせてどうだったのかということをもとめていくということを各グループでしています。各グループの発表のまとめの最後には、保育部会で学んだことはどういうことだったのか、ガイドラインに照らし合わせて、このことと関連しているのではないか、というようなことを行き来しながらまとめているというのが特徴としてあると思

ます。

こうした保育部会の成果を次のようにまとめてみました。一番目は、公立園、私立園の立場を超えて、保育や実践を交流するという事です。二番目は、保育や保育実践の検討を通じて、多様な視点から子どもや保育を捉えるということがこの中でなされ、その中で参加した保育者自身の意欲や探求心も高まり、そのことが子どもや保育の捉え方の深まりにもつながっていくということがあるのではないかと思います。そして、三番目は、ガイドラインに立ち返って、学びを整理するということがあります。このことによってガイドラインが身近なものになり、ガイドラインのここに書いてあることは、こういうことだったのか、というふうにつなげて考えることができる、そういう意味があるのではないかなと思います。このように、保育をチェックするのではなくて、保育者がガイドラインの内容を自らの実践と照らし合わせて、理解を深めていく、そのことがガイドラインを活かす道と言えるのではないかと考えます。

その後、保育部会だけではなくて、保健部会や栄養部会も立ち上げられることになり、これらの部会も、全体研修にも参加していくという形になっています。

## 2) 「保育のガイドライン」の全体研修

2番目に、保育のガイドラインの全体研修というのが行われています。2015年には、保育のガイドラインの研修会というのが開かれました。この内容については、「保育のガイドライン研修会報告書」というのが入手できるのですが、その中に書いてあるように、237名の市内の保育施設の職員が参加しました。パネリストとして、私も参加しましたが、公立・民間の保育園の検討委員、あるいは、市から作成に携わったときの保育課長、現在の子ども家庭部育成課長が参加しております。そして、その時々でどのように参加したのか、どういう思いをガイドラインに込めたのか、どのような経過で作られたのかなどがこの中で報告されました。ここにありますように、ガイドラインの策定の経緯、策定当時の様子、ガイドラインの活用、保育部会での検討内容がこの中で紹介をされました。付属資料として、当日のアンケートもインターネットで公開されています。その中の一部から、全体研修に参加した人の声を拾ってみます。ここがすごく大事な点ではないかという箇所の下に線を引いてあります。この全体研修の中で、「ガイドラインの存在は知っていたが、どういった経緯でどのような方が作られたのか知らず、生の声で知ることができてよかった」、「どのように現場で活かされているのかが良く分かった」、「ガイドラインが実際に生かされ活用されている具体的な話を聞くことができ、ガイドラインの存在が机上ではなく、実際の保育の中で生きていること

や、絶えず深化していることが実感することができた」、「読むと当たり前だと思ふことばかりなのですが、実施するとなると本当にできているのかなと確認し直さなくてはいけない大事なことだと思った」。2015年のガイドラインの全体研修でのパネリストの話を通じて、こうした学び、認識が広がっていったのです。

それ以降、「保育のガイドラインの実践報告会」が、年に1回開かれています。大体5月とか6月とか、そのぐらいの時期に開かれています。その中身は、保育部会の各グループ、5つグループがあれば5つのグループが、先ほどのようにパワーポイントでどのようなテーマについて、どのようなことを検討してきたのか、学んだことはどんなことで、ガイドラインとはこのように関連付けられるなどの発表をさせていただきます。こうした全体研修での各グループの実践と学びの報告を通じて、保育士・職員が保育のガイドラインをどのように活用するかについての理解を共有することができ、そのことにすごく大きな意味があったと思います。大体、5月ぐらいから1月、2月ぐらいまで1年間の保育部会のまとめをして、年度の初めの6頃に、全体研修をするということを積み重ねてきています。保育部会の参加者は5月で入れ替わることが多いのですけれども、全体研修に参加していることで保育部会どういうことをやるのかというイメージが共有されて、やりやすくなってきているということがあります。最初の頃の保育部会ではガイドラインも持ってきてないという参加者もいるような感じだったのですが、今では当たり前のように、皆、ガイドラインを持ってきて、検討するということが進められてきています。年一回の全体研修では、保育部会、栄養部会と保健部会は隔年という形で発表が行われています。私が今、持っているのは、栄養部会の時だったでしょうか。

その成果として、保育部会・栄養部会・保健部会での実践検討・発表と全体研修が有機的につながったことがあると思っています。つまり、保育部会で実践検討をし、学んだことを全体研修で発表する、全体研修の中で保育士や職員のガイドラインの活用のイメージや理解が広がるという形で結びついて、この二つが有機的につながりながら進められていると思います。ですから、年一回の、これは全職員を対象にした、もちろん全員参加ではないけれども、さきほどの230名ほどの人たちが参加をして、そして各分会でどんなふうに来てきたかを知るといふようなことが行われているわけですね。こうしたことが、大体、活用ということでの取り組みの紹介になります。

### 3. 「ガイドライン」策定・活用で大切にしたいこと～武蔵野市のガイドラインから学ぶ

まとめということで、大切にしたいことについて述べたいと思いま

す。一番目として、策定というプロセスの中で大事にしたいことです。つまり、どういうメンバーで策定されるのか、どのような過程・プロセスを積み重ねていくのか、そして、ガイドラインの内容や形式がどのようなものであるかということです。先ほど申し上げたように、これらのメンバー、策定過程、ガイドラインの内容・形式が保育関係者の意見・意向を踏まえたものであることで、武蔵野市の保育関係者が自分たちのガイドラインだと思えるようになっていくということにもつながっているのではないかと思います。

二番目として、ガイドラインを活用するとは、保育の質の維持・向上につながるガイドラインとは何なのかということで、振り返って考えてみたいと思います。多くの自治体のガイドラインの活用としては、自治体で新しい保育施設が開園された時に、事業者に対して、ガイドラインを示して、これがあるからこれを守ってください、大事にしてくださいという形で提示するということが一つあるかとは思いますが。けれども、ただ、それに留まっていると言いますか、そういう自治体が多いのではないのでしょうか。あるいは、各園に自己評価をしてくださいねという形です。ガイドラインにチェックリストがついて、それぞれの園、あるいは保育者がやってくださいという呼びかけをするということに留まっているのではないかなと思います。武蔵野市のガイドラインは、これが絶対というわけではなく、一つの参考例ではあるのですが、保育園の保育者たちが、先ほどの研修会のアンケートの声にあったように、保育のガイドラインには、読めば当たり前のことが書いてあると思うけれど、本当にできているのか、子どもの意欲を大事にするという保育ができているのかなど、ガイドラインと照らし合わせながら保育を振り返り、実践を検討して深めていくということが本当の活用ということになるのではないかと、今の時点では、私としては考えております。

あと、全部の資料をここでお配りしていませんから、先ほど申し上げているように、武蔵野市のホームページから、今日ご紹介できなかったガイドラインの研修・報告会の報告書、あるいは当日のアンケート、議事録など、入手できますので、関心がおありの方は参考に見ていただければと思います。以上で私の話は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

事務局（保育政策  
担当課長）

鈴木先生、ありがとうございました。それでは、せっかくお越しいただいておりますので、ここで少し、質問の時間を取りたいと思っております。ご質問とか、聞きたいこと様々あるかと思うので、ぜひ挙手でいただければと思いますが、質問ある方は、いかがですか。じゃあ、大越委員。

大越委員

大越です。今日は貴重なお時間をいただいてありがとうございます。

た。昨年からどなたか呼んでいただいて講習をしたいということで要望させていただいて、今日このような機会を設けていただいて本当に感謝しています。

とても勉強になりまして、本当に、私もちょっと、これを作って、作ったはいいいけれども、どのように現場で活かされるのかとか、作って終わりになるんじゃないかとか、そういう心配とか不安をもってこの1年半委員をやらせていただいているんですけども、本当に、武蔵野市での活用の仕方というのが素晴らしいなというふうに今日感じました。かなり保育士さんの中で、多様な研修会とかもやられて浸透しているということも大きいなと思ったのと、あと、作成時に公私立の保育士・職員が何度も会議を開き、議論を重ねてきたというふうに、そして自分たちの言葉でまとめてきたというふうにあるので、そこもすごく大きいのかなというふうに思いました。

これは質問なんですけれども、検討委員会とは別でそういう場があったのかというところと、あと、保護者の関わり方、ガイドラインとの関わり方と活用があるのかというのをぜひ教えていただきたいなと思います。

鈴木佐喜子氏

中心は11回の検討委員会だと思うのですが、私は検討会の場に毎回、参加していたわけではないので正確なお答えになるか分かりませんが、検討委員は19名ということで限られていますから、園長会で案をだして、それぞれの園に持ち帰って検討して来るというような取り組みがあったのではないかと思います。あと、公聴会もあったのかな、その辺は私も疎くて、十分にお答えできないのですが。

それから保護者の関わりということで言うと、保護者委員も毎回、11回の検討委員会に参加しています。また、武蔵野市の保育のイベントというか、例えばそういうようなところでもガイドラインについて保護者に紹介するというようなことは取り組まれていると思います。ただ、この点については、十分にできているんだろうかという話が出されているように思います。保育士にはこのような研修会がありますが、そこには保護者が参加しているわけではないので、その点ではもっと充実していった方がいいのかなということもあるかもしれないと思います。こんなことで良いでしょうか。

大越委員

ありがとうございます。保護者への広報とかは。

鈴木佐喜子氏

それは、やっていると思います。

大越委員

パンフレットとかでしょうか。

鈴木佐喜子氏

はい。あと、武蔵野市にはガイドラインがありますという広報はやっていると思います。ですので、活用の仕方ということで言うと、保育部会も研修の一環として、全体研修ももちろん研修の一環として行われているわけですから、そういう意味では、市・行政の役割という

こともすごく大きいのではないかと、ガイドラインの活用を進めていくには、行政が果たした役割というのも大きいのではないかなと思います。

大越委員  
事務局（保育政策  
担当課長）  
藤原委員

ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。はい、藤原委員。

藤原です。今日は貴重なお話をありがとうございました。非常に参考になりました。

3つ教えていただきたいのですけれども、1つ目が、まず大越委員の質問と、少し被るところがあるんですけれども、ガイドラインがうまく活用されているというのは非常に素晴らしいと思うんですけれども、先生がちゃんと活用して下さいというふうにおっしゃっていただいたというのがベースにはあると思うんですけれども、先ほどおっしゃったように、行政の役割が多かったというようなお話もありましたけれども、そうすると、当然市で研修の予算を計上したりとか、そういうことが必要になってくると思うんですけれども、特にその、ルール化されているわけではないと思うんですね。必ずこういうことをしてくださいとか、年に何回研修会を開いてくださいというようなことはガイドラインには書いていないんですけれども、そういうのが自然発生的に出てきた素地というか、例えばその、めちゃくちゃ熱心な人がいた、とかですね、なんかそういったものがあつたのでしょうか。というのが、1つ目。一つずつ良いですか。

鈴木佐喜子氏

はい、素地ということよりも、それまではあまり民間と公立が一緒に検討するとか、保護者と保育者が一緒に検討するとかという機会はほとんどなくて、検討委員会で11回をやったことが、お互いにとっても良かったなという思いがベースにはあつたと思います。だから私がそれを意義付けて、活用に向けてってできないだろうかと提案したということがあったということがありました。あと、ベースという点では、もともと武蔵野市は、研修自体をすごく大事にしています。私もずっと昔から関わっていますけれども、色々な研修に取り組んできたということがあります。そういう研修の大事さ、予算も含めて取り組んできたということがベースにあつたと言えると思います。私が全部提案したということではなく、私がこういうふう提案したら、武蔵野市の方からこういうふうやりたいのですが、世話人というかそういう形で私に参加してくださいと言われ、私はそれを受けてやってきたという形で、私が主導したわけではありません。こうした点をもしお知りになりたかったら、武蔵野市の行政の方などに、聞いていただいた方が良いのではないかと思います。私にはお役に立つお返事が出来かねるというか、そういう感じです。申し訳ないです。

藤原委員

ありがとうございます。2つ目なんですけれども、研修会の報告書を読ませていただいたんですね、平成27年の報告書なんですけれども、皆さん参加された方のお話なんかも拝見してですね、ガイドラインを作ったり活用するにあたって、もともとその武蔵野市立園の保育のガイドラインがあって、それを引き継いだというか、発展させるような形でこのガイドラインが作られているというような主旨のお話があったんですけど、もともとそういう、なんていうんですかね、武蔵野市の保育園の役割だったりとか、人だったりとかってというのがしっかり整理されたものがあったというのは、いまのガイドラインを作るにあたって重要だったのでしょうか。

鈴木佐喜子氏

私、実は公立の保育園のガイドラインの時に、助言者というか、そういう形でかかわりました。最初、かなり行政の意向もあって、ガイドラインを公立園として作っていく必要があるだろうと言うことで委員が集められる検討会があって、私もそこに出たんですけども、参加者が、何をどうしたらいいのか、白紙の状態から試行錯誤というか、そういう中で段々検討をしてまとめていったというのが公立園のガイドラインという形になります。公立保育園のガイドラインと保育のガイドラインを私も厳密に照らし合わせていないのですが、公立保育園のガイドラインはかなり長いものなんですね。例えば日課が入っていたり、保育所保育指針と重複しているところがあったり。そういう意味では、この2つのガイドラインは重なるところもあるけれども、かなりスリム化して、デイリープログラムなどは削っていった、基本的な考え方、大きな枠組みというか、例えば保育環境というところで物的環境とか人的環境とか、そういうようなところでは重なっている部分もあるかと思います。議事録を読んでいる印象では、公立保育園のガイドラインをこのまま使いなさいということではなくて、公立保育園のガイドラインの説明というふうに言っているんですね。その後の検討会の中で、先ほど紹介した、保護者という位置づけをきちっとした方がいいとか、色々な意見が出て、まとめていったということなのだと思います。私は何回かに一回、検討委員会に出て、そこでまとめられたものについて意見を出しています。ここは修正した方がいいのでは、ここの表現は伝わりにくい、ここはこういう意味があるのではないかとかというふうに。私は、毎回、全部に参加はしていないので、その辺の具体的には、特に初期、初めのころに、どういうふうに進めていたかということには、十分なお答えができません。ただ、議事録も一応入手可能ですから、照らし合わせてみていただくとすこし分かるかもしれません。全体として、かなりコンパクトに、スリム化したという形になります。

藤原委員

ありがとうございます。3つ目なんですけれども、ガイドラインの

3ページ目ですね、位置づけが、表というか、そういう形で、これはすごく分かりやすいなど。国とかの厚労省とか内閣府の。

鈴木佐喜子氏  
藤原委員

位置づけ、これですね。

はい、要は、国の法律だとか指針が上にあって、その下にガイドラインがあって、要はこれをベースにしていろいろ施策だったりを決めていくという、非常にすっきりしていて分かりやすいと思うんですけども、この位置づけをすっきりするというか、分かりやすくすることは大事と私は思ったのですけれども、その辺は意識されていたのでしょうか。

鈴木佐喜子氏

私は、ここの部分には全くタッチしていないんです。だからこの図の位置づけのところなどの作成については、直接はタッチをしていないんです。保育指針が改訂された時も、ガイドラインと関わるということがあれば見直すということで、今も検討が進行中ではあるのですが。この図の位置づけについては、私が作ったものではないので。

藤原委員

これを見られて、先生として、どういうご感想というか、すっきりしている方がいいんじゃないかとかそういうことがあるのかなと思いまして。

鈴木佐喜子氏

児童憲章・権利条約から始まって、様々な法律や指針があって、そこにガイドラインがあるという形で、ガイドラインから、保育内容、計画、実践につながっていくという意味では、すごく分かりやすいと私も思います。

藤原委員

事務局（保育政策  
担当課長）

ありがとうございます。以上です。どうもありがとうございました。他にいかがですか。せっかくの機会なので、保育者の方も、まだご質問されていない方もいらっしゃるんですけども、いかがですか。じゃあ、茂森委員。

茂森委員

茂森と申します。今日は貴重なお話をありがとうございました。私、市内保育園の園長をやっているのですが、専門的なことですね、食育、あとは日常のケガや病気などは、ケガは看護師、食育などは管理栄養士に任せているのですが、今回武蔵野市さんのガイドラインでは、栄養士さん、看護師さんが入っているのですが、小金井市の委員には不在となっております。ですので、ガイドラインを作るにあたって、武蔵野市さんのガイドラインを作るにあたっての役割というか、入っていてよかったということはあったのでしょうか。

鈴木佐喜子氏  
茂森委員

栄養士さんや看護師さんが、入って。

ポジションと言いますか、どんなふうな意見を。

鈴木佐喜子氏

多分、私の認識では、保育のところは保育園の職員や保護者が中心になってやってきたのですが、食育という部分については、参加された委員や行政の人たちも関わって盛り込んだと、そういう形かと私は受け止めていますけれども。でも、健康づくり、食育ということも大

事なことで、参加されるに越したことはないかなとは思いますが。意見を反映する場、あるいは、参加されて位置づけられているから、先ほどの全体研修でも栄養士や保健師が参加するということにつながってはいると思います。そういう意味では、大事な柱として盛り込んでいくとしたら、参加の意味はあるかなとは思いますが。すいません、曖昧な答えで。

茂森委員

ありがとうございました。

事務局（保育政策  
担当課長）

他の方、いかがですか。はい、井戸下委員。

井戸下委員

井戸下です。今日は貴重なお話をありがとうございました。武蔵野市さんのガイドラインを作ったあとにすぐに部会を立ち上げて今も継続してやっているという取り組みはすごく素晴らしいなと思ったので、小金井市でも、ガイドラインを作った後に、継続してやってもらえたらいいなというふうに思いました。

質問なのですが、ガイドラインの12ページに、保育の質の維持・向上というところで、具体的な取組は以下のとおりです、と①から⑧まであるのですが、これの実施状況が、今どういうふうになっているのかというのを、先生のお分かりになる範囲で結構なので、教えていただきたいです。

鈴木佐喜子氏

私の知っている範囲でいうと、①は配置基準ですよ、さっき、こういうふうになっていますよとご説明しました。武蔵野市では、保育アドバイザーとか総合アドバイザーを雇用して、保育園を巡回してサポートしたりするということをやっていると思います。今はちょっと違うかもしれないけれども、保育部会にもサポートとして当初は入ってくださったりもしていたということもあったように記憶しています。今は、人数も増え、経験も積み重なる中で、保育のアドバイザーや公立園の担当者が仕切るというのではなく、保育部会の皆さんに任せるという面が強くなってきています。保育部会の中から、公立園と民間園から世話人を出し、全体の運営を考える人も選んでいるし、グループでの司会、記録についても、参加者の中で進めるというふうにはなっていると思います。現在は、保育アドバイザー等は園の方に出て行ってサポートするというような形で行われているのではないかなと思います。先ほど言ったように、武蔵野市の場合は研修を位置付けて実施していると思います。あとは、それ以上は私には具体的な答えは難しいかなと思います。よろしいでしょうか。こんな形で。

井戸下委員

ありがとうございます。

事務局（保育政策  
担当課長）

他の方でどなたか、あとはご質問おありのかたはいらっしゃいますか。はい、平野委員。

平野委員 平野です。今日はどうもありがとうございました。大変勉強になりました。

聞きたいことはたくさんあるんですけども、まずは、確認というか、すごく細かいことで申し訳ないのですが、保育部会というのは、希望者なんですか。希望する園から、来るということなんですか。それとも、全園からなのか。

鈴木佐喜子氏 全園です。各全園から誰が出るかということについては、多分園の方が、主任の方が多いうように思うのですが、保育士さんの場合もあります。一部の園ではなくて全園です。

平野委員 なるほど。そこに、行政が関わっているということですか。

鈴木佐喜子氏 行政が、研修として位置づけをして、その段取り、グループ分けとか色々細かいところは行政の職員も含めてサポートしているという感じだと思います。

平野委員 はい、やっぱりそのつながりが大事なのかなと思っていて、ガイドラインも、活用する場をどのように作っていくかというところのプロセスが、何でつながったのかなということが分かったので、ありがとうございます。

そうすると、保育部会に参加される方は、今教えてくださったんですけども、主任の先生とか、割と本当に現場の保育に携わっている。

鈴木佐喜子氏 そうですね。現場の方です。主任の方の園もあるし、保育士さんの場合もあります。その人がガイドラインの担当というようなことで出ていくという感じですかね。

平野委員 ありがとうございます。なんかその現場、本当にボトムアップなんだなということがすごく貴重なんだろうなと思いましたし、一方で、園長先生や所長先生の役割っていうものは、何かありますか。別に、保育部会に出てきてもいいんですよね。

鈴木佐喜子氏 そうですね。でも、園長先生が出てきたということはないと思います。

平野委員 そうなんですね。すいません、ありがとうございました。

それと一方、全体の方は、もう全員の職員というか、栄養士さんとか、全員が対象になっているということですね。

鈴木佐喜子氏 はい。だから、保育部会は、今は認可保育園の保育士が出てきているわけです。全体研修は幅広く参加を呼び掛けているようです。小規模保育施設とか、無認可保育施設の方も一応広報で知らせているみたいで、関心のある方は参加されているようですね。

平野委員 ありがとうございます。非常勤の方とかも、参加されている・・・。

鈴木佐喜子氏 そこまではちょっと。ごめんなさい。そこまでは、市に聞いてください。

平野委員 ありがとうございます。

鈴木佐喜子氏           ただ、園長先生たちは、保育部会や研修に保育士を送り出すということをして下さらないと。保育部会は、市の研修ということになっているので、基本は結構参加しています。どうしても病気になったとか、やむを得ないこと以外は。参加者の入れ替わりがあるので、最初の第1回目とかは、割と静かなのですが、検討会が3回目、4回目になると、すごく活発で、やりがいがある、来てよかったなという感じで参加されているなという印象を持ちます。

平野委員               もう一点だけ。すみません。チェックリストじゃないということもすごく大きなポイントだと思うのですが、その検討の際に、例えば一方でチェックリストの方が分かりやすいというような意見が出たということがありましたか。

鈴木佐喜子氏           私も出されたものについて意見を言うという形なので、チェックリストを出そうということがあったかどうかという細かい話は分からないのですが。私の知る限りではそのような形ではなかったように思います。

平野委員               ありがとうございます。なにか、そこでチェックリストが無くて大綱化というか。

鈴木佐喜子氏           大綱化ですね。そうですね。

平野委員               そういうガイドラインにしたことに意味があるように感じて。

鈴木佐喜子氏           そうですね、私は、そこがすごく大事な点ではないかと思っています。

平野委員               すみません。ありがとうございました。

事務局（保育政策  
担当課長）           ありがとうございます。時間の関係もございませうがまだ何名か、ありましたらですね。じゃあ、すみません、竹澤さん。

竹澤委員               竹澤と申します。今日は貴重なお話ありがとうございました。やはり、細かいことで恐縮なんですけれども、やはりこのガイドラインを保育部会で継続的に検証しているのがとても素晴らしいと思って、そのことについてお尋ねしたいのですけれども、これは、この研修というのは平日やっているのか、それとも休日、全体会も含めて、どういう時間、時間的なことは。

鈴木佐喜子氏           保育部会の方の時間は、午後2時から5時になっています。平日です。金曜とか、平日の2時から5時ぐらいですかね。全体研修は夜です。武蔵野公会堂で。

竹澤委員               ありがとうございます。あと、もう一点なんですけれども、ガイドラインの保育部会はガイドラインができてから立ち上がったということなんですけれども、それ以前から、武蔵野市さんというのは全園の保育士が集まった研修というのは、ガイドライン以外のものでも盛んにおこなわれていたという形なのではないでしょうか。

鈴木佐喜子氏           私の知る限りでは、以前は公立園が中心だったのではないかと思います。

ます。だから、公立園と私立園が一緒になって、垣根を越えて検討するということは、このガイドラインが契機ではないかと思っています。

竹澤委員  
事務局（保育政策  
担当課長）  
真木委員

ありがとうございます。

では、他の方、いかがですか。はい、真木さん。

はい、学芸の森保育園の真木と申します。今日は貴重なお話をありがとうございました。とても参考になりました。

それですね、保育の質の向上・維持がガイドラインの中に一つあるんですけども、このページ数で言うと、12ページにポコッとその、ポコッとというのも失礼なんですけれども、取組内容が書かれているんですけども、多分このほかにもたくさんの取組の内容があると思うんですけども、鈴木先生、ずばり、保育の質というのはどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

鈴木佐喜子氏

そうですね、私自身は、保育の質というのは、すごく複雑というか、議論がものすごくありまして。保育の質を議論すること自体に対しての問題点というのも、そもそもというふうに考えるとあると思います。『質を超えて』という本を書かれたピーター・モスという人が、日本でも講演されたのですが、その中で次のようなことをいっていました。例えば飛行機では、この飛行機は良い飛行機だとかということはかなり明確だけれども、保育ということは、先ほども申し上げたように複雑な、非常に多様な、価値観も含んだものを、果たして質として、これは良いとか悪いとかというふうにできるのだろうかという、そもそもの議論があるんですね。あと、例えば、OECDのPISA等々にみられるように、生徒の学習の達成度を国別にランキングしたり評価したりということもありまして。保育の質、あるいは私が研究している評価ということでもそうですが、マーガレット・カー先生も指摘されていることですが、現在、保育にすごく関心が集まってきている中で、評価の眼差し、監視という側面が強まっているという問題が指摘されています。こういうことの中で、ニュージーランドでは、チェックリストではなく、「学びの物語」という多様な保育、子どもの育ち・学びを捉えようとする形の評価が生み出されてきたという側面というのがあるのです。ですから、私は、主に保育の質研究をしているわけではないのでうまくお答えにならないのですが、保育の評価と言っても、ガイドラインも同じですが、現場に役に立つ、活きるものもあれば、監視をして縛ってしまう危険なものもある。だから、そこを中身や形式、それから研修という色々なものの中で捉えていくということがすごく大事なのではないかと私自身は思っています。ガイドラインの中では、保育の質ということについても、専門的に、狭く定

義していません。ガイドラインの「はじめに」というところに書いてあるのはすごくシンプルで、すごく良いと思っています。「はじめに」の、一番下から2番目の段落のところに、「保育園における保育の質とは、子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために保育を実践することと言えます。」と書かれています。そこにプラスして、保育室の環境、園庭の広さ、教材とか、そういうことも含めて、「保育園全体での保育に対する取組だと考えています。」と幅広く捉えようとしているといます。保育の質を、あまりにも専門的に細か捉えるよりは、シンプルで、誰にも分かりやすい、理解できるというものとして表現されているというところが、私自身としては良いのではないかと考えています。

真木委員

ありがとうございます。ガイドラインにね、保育専門部会というか、そういうものに活用していくということ、私は東社協の保育部会でずっと活動していたものですから、そういうの、ああ、東社協っぽいなというか、すごく勉強になりました。でも、それを実践して継続していくというのがすごいパワーだなと思って。小金井市にもぜひそういうのが行われるといいのかなと思いました。

鈴木佐喜子氏

そうですね。

真木委員

今日は貴重なお話ありがとうございました。

鈴木佐喜子氏

まあ、活かし方というか、独自で、皆さんで知恵を絞ってやっていただければすごく良いのかなというふうに思います。ありがとうございます。

事務局（保育政策  
担当課長）

そろそろ、時間も進んでまいりましたので、もしご質問等なければ、こちらのお話はここでということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。では、以上で本日の作成方法等の紹介の議題は終了とさせていただきます。先生、今日はありがとうございました。

鈴木佐喜子氏

ありがとうございました。ちょっと答えられない部分もありまして申し訳ございません。どうもありがとうございました。

事務局（保育政策  
担当課長）

ではこの後、事務局の方から会議の連絡事項等をさせていただく形になりますので、先生の方は、ご準備できましたらご退席いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

鈴木佐喜子氏

では、どうも。失礼いたします。ありがとうございました。

事務局（保育政策  
担当課長）

それでは、進行を委員長の方にお戻ししたいと思います。よろしくお願ひ致します。

米原委員長

はい、とても良いお話というか、我々にとって、次に進むための、これから、これからというのは、この委員会ではなくて、何年か先のことを考えながら議論を深めるための良いエネルギーもいただきましたし、その内容もいただけてよかったと思います。これ、多分二十

数年ぶりにお会いして、はなたれ小僧の学生の時以来にお会いできて非常にうれしく思います。すみません。

それでは、皆様お疲れ様でございました。今後の小金井市のガイドラインですね、議論を深めるためにですね、本日お話いただいた内容を受けての感想や意見については、本当はここでやり取りしたいんです。すごくその気持ちはあるんですけども、時間的なことがあって本当に残念に思います。で、この終了時間もあるので、後日事務局の方に感想ですとか意見を提出いただくということをですね、そういう形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、それについてもですね、意見の収集についても、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（保育政策  
担当課長）

では、事務局の方からお知らせさせていただきます。本日お話いただきました内容を受けての感想を含めまして、小金井市のガイドラインの体裁や活用方法について、別途皆様からご意見をいただきたいと考えております。具体的なご依頼につきましては、意見聴取の様式をまた事務局の方で後日メールにてお送りさせていただきますので、そちらの方で、事務局の方までお寄せいただくような形をお願いをしたいと思います。以上でございます。

米原委員長

はい、それでは、みなさまからの積極的なご意見よろしく願いいたします。

それでは、議題の（２）その他でございますけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。はい、それでは、事務局より次回の日程について、事務連絡をお願い致します。

事務局（保育政策  
担当課長）

それでは事務局より、次回の日程についてお伝えさせていただきます。次回は8月21日（金）同じく午後6時から、会場は本日同様、こちらの第一会議室となっておりますので、よろしくお願い致します。なお、次回についてですが、7月22日の委員会で継続となっております第5章の内容についてその続きを引き続きご協議をいただくことを考えておりますので、よろしくお願い致します。事務局からは以上です。

米原委員長

はい、それでは、この熱量を忘れずに、私も8月21日を迎えたいと思います。

以上で本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。